

## 第63回国連女性の地位委員会

2019年3月11日～22日

### ジェンダー平等及び女性と女兒のエンパワーメントのための社会保護 システム、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセス

#### 合意結論（仮訳）

1. 国連女性の地位委員会（以下、「委員会」）は「北京宣言及び行動綱領」<sup>1</sup>、第23回国連特別総会成果文書<sup>2</sup>、第4回世界女性会議の10周年、15周年、20周年に際して委員会が採択した宣言<sup>3</sup>を再確認する。

2. 委員会は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」<sup>4</sup>と「児童の権利に関する条約」<sup>5</sup>及びこれらの選択議定書<sup>6</sup>、並びに「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」<sup>7</sup>、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」<sup>8</sup>、「障害者の権利に関する条約」<sup>9</sup>などの他の関連する協定や条約によって、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントを実現し、全ての女性と女兒が一生を通じてあらゆる人権と基本的自由を完全かつ平等に享受するための、国際的な法的枠組と包括的な一連の措置が規定されていることを改めて確認する。

3. 委員会は、「北京宣言及び行動綱領」とそのレビュー成果文書、並びに関連する主要な国連会議とサミットの成果及びそうした会議とサミットのフォローアップが、持続可能な開発のための強固な基盤を構築してきたこと、また、「北京宣言及び行動綱領」の完全かつ効果的で加速的な実施が、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」<sup>10</sup>の実施及びジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成に、きわめて重要な貢献をするであろうことを再確認する。

4. 委員会はまた、国際人口開発会議とその行動計画<sup>11</sup>及びそのレビュー成果文書を含め、関連する国連サミットと会議でなされたジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントに対するコミットメントを再確認する。委員会は、「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進（SAMOA）の道」<sup>12</sup>、「仙台防災枠組2015–2030」<sup>13</sup>、第3回開発資金国際会議の「アディスアベバ行動目標」<sup>14</sup>、および「ニュー・アーバン・アジェンダ」<sup>15</sup>が、とりわけ社会保護、公共サービス、および持続可能なインフラに関して、すべての女性と女兒の状況の改善に貢献することを認める。委員会は、「国連気候変動枠組条約」<sup>16</sup>の下で採択された「パリ協定」<sup>17</sup>を想起する。

<sup>1</sup> 第4回世界女性会議報告書、北京、1995年9月4～15日（国際連合出版物、販売番号E.96.IV.13）、第I章、決議I、添付文書I、II。

<sup>2</sup> 総会決議S-23/2、添付文書、及び決議S-23/3、添付文書。

<sup>3</sup> 経済社会理事会公式記録、2005年、追録第7号及び正誤表（E/2005/27及E/2005/27/Corr.1）、第I章、セクションA；同書、2010年、追録第7号及び正誤表（E/2010/27及びE/2010/27/Corr.1）、第I章、セクションA；同書、2015年、追録第7号（E/2015/27）、第I章、セクションC、決議59/1を参照。

<sup>4</sup> 国際連合、条約集、第1249巻、No. 20378。

<sup>5</sup> 同書、第1577巻、No. 27531。

<sup>6</sup> 同書、第2131巻、No. 20378；第2171巻と第2173巻、No. 27531；決議66/138、添付文書。

<sup>7</sup> 総会決議2200 A (XXI)、添付文書を参照。

<sup>8</sup> 同書。

<sup>9</sup> 国際連合、条約集、第2515巻、No. 44910。

<sup>10</sup> 総会決議70/1。

<sup>11</sup> 国際人口開発会議報告書、カイロ、1994年9月5～13日、（国際連合出版物、販売番号E.95.XIII.18）、第I章、決議I、添付文書。

<sup>12</sup> 総会決議69/15、添付文書。

<sup>13</sup> 総会決議69/283、添付文書II。

<sup>14</sup> 総会決議69/313、添付文書。

<sup>15</sup> 総会決議71/256、添付文書。

<sup>16</sup> 国際連合、条約集、第1771巻、No. 30822。

<sup>17</sup> FCCC/CP/2015/10/Add.1、決定1/CP.21、添付文書参照。

5. 委員会は、「発展の権利に関する宣言」<sup>18</sup>と「難民と移民のためのニューヨーク宣言」<sup>19</sup>を想起する。

6. 委員会は、女性の経済的エンパワーメントにきわめて重要な女性の働く権利と職場での権利の実現に関係し、かつ、国際労働機関の2012年の「社会的な保護の土台勧告」（第202号）を含め、社会保護と公共サービスに関する国際労働機関の関連基準の重要性を認識し、国際労働機関のディーセント・ワーク・アジェンダ及び「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」<sup>20</sup>を想起し、並びにそれらの効果的な実施の重要性に留意する。

7. 委員会は、社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセスの促進などを通じて、それぞれの地域や国における地域条約、文書、イニシアティブ及びそれらのフォローアップ・メカニズムが、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成に際して果たす重要な役割を認識する。

8. 委員会は、発展の権利を含め、普遍的かつ不可分で、相互に依存し、相互に関連する全ての女性と女児の人権と基本的自由を促進し、保護し、尊重することが、女性と女児の完全かつ平等な社会参加及び女性の経済的エンパワーメントにきわめて重要であり、貧困撲滅と社会的排除の削減を目指すあらゆる政策とプログラムにおいて主流化されるべきであることを再確認する。さらに、全ての人に経済・社会・文化・政治の発展に参加し、貢献し、それらを楽しむ権利が与えられ、また、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の促進、擁護及び完全な実現に同等の注意と緊急の配慮が払われるよう徹底する措置を講じる必要性を再確認する。

9. 委員会は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、その普遍的で統合された不可分の性質を反映させ、開発に関する国の現実・能力・水準の相違を考慮し、各国の政策空間とリーダーシップを尊重しながら、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成するためのまとまりのある持続可能な開発戦略を策定するなどして、関連する国際規則とコミットメントを引き続き遵守することにより、包括的に実施される必要があることを改めて確認する。委員会は、各国政府には、遂げられた進歩に関して、国・地域・世界レベルで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のフォローアップとレビューに主たる責任があることを確認する。

10. 委員会は、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成と、「北京宣言及び行動綱領」の完全かつ効果的で加速的な実施と、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のジェンダーに配慮した実施との間の相互に補強し合う関係を重視する。委員会は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント及び女性の完全で平等な参加とリーダーシップが、持続可能な開発の達成、平和かつ公正で包括的な社会の促進、持続的かつ包括的で持続可能な経済成長と生産性の強化、あらゆる場所でのあらゆる形態と様相の貧困の撲滅及び全ての人の福祉の確保に不可欠であることを認識する。

11. 委員会は、特に、健康と教育の分野で、社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラへの女性と女児のアクセスにおいてなされた進捗を認める。また、重要な課題とジェンダー格差が残っていること、場合によっては進捗が予算削減や緊縮政策によって損なわれる恐れがあることも認める。委員会は、これまでに達成された保護の水準を逆行させないこと、また社会保護システム、公共サービス、及び持続可能なインフラへの女性と女児の平等なアクセスの妨げとなる今なお残る格差に対処する重要性を強調する。

---

<sup>18</sup> 総会決議41/128。

<sup>19</sup> 総会決議71/1。

<sup>20</sup> 国際労働機関、労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関宣言。

12. 委員会は、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成と、女性と女児の人権の完全な享受における進捗が、男女間の歴史的・構造的に不均衡な力関係、貧困、資産の利用・所有・管理における不平等と不利な立場、機会均等における格差の拡大、普遍的な保健医療サービスと教育を含む社会保護システムと公共サービスへの限られたアクセス、ジェンダーに基づく暴力、差別的な法律と政策、否定的な社会規範とジェンダー・ステレオタイプ及び無償のケア・家事労働の不平等な分担が原因で、阻害されてきたことを認める。委員会は、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントを実現するために、こうした構造的障壁を除去する緊急性を強調する。

13. 委員会は、男女間の歴史的・構造的な不平等と不均衡な力関係に根差した、全ての女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を強く非難する。委員会は、性とジェンダーに基づく暴力、ドメスティック・バイオレンス、児童婚・早婚・強制婚と女性性器切除などの有害な慣行を始めとして、公的・私的領域におけるあらゆる形態と表現による女性と女児に対する暴力が、とりわけ地域社会レベルで蔓延し、過少に認識され、通報されないことを改めて表明する。委員会は、女性と女児が多面的な貧困のほかに、司法、保護・リハビリ・社会復帰などの有効な法的救済策やサービス及び保健医療サービスへの限られたアクセス、又はアクセスの欠如が原因で、暴力に対して特に脆弱になり得ることに深い懸念を表明する。委員会は、女性と女児に対する暴力が、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの達成を阻む大きな障壁であり、女性と女児による全ての人権と基本的自由の完全な享受を侵害し、毀損し、無効にすることを再度強調する。

14. 委員会は、教育機関や職場などの公的・私的空間及びデジタル環境におけるセクシュアル・ハラスメントが過酷な環境をもたらすことで、公共サービスと持続可能なインフラへの完全かつ平等なアクセスなど、女性と女児による権利と均等な機会の享受にいつそう負の影響を及ぼし、被害者の身体的・精神的健康を悪化させて家族にも悪影響を与え得ることを強調する。

15. 委員会は、女性と女児の安全を高めるために、交通機関と衛生設備などの公共サービスとインフラを改善する重要性を認める。委員会は、近付きにくいプラットフォーム、混雑した車両、又は明かりの乏しい駅など、移動と交通の特定の側面が、女性と女児にとって障壁となることもあれば、彼女たちを暴行、嫌がらせ及びその他の安全に対する脅威を含めて、暴力にさらすこともあり、女性と女児が公的な領域で自由かつ安全に移動する能力を制限していることに懸念を表明する。また、女性と女児が家庭の水汲みと薪拾いの最中に、また、戸外のトイレを利用する際に、特に危険にさらされることも憂慮する。

16. 委員会は、貧困、失業、社会経済的機会の欠如、社会保護の欠如、ジェンダー不平等と暴力の蔓延、差別、社会的疎外及び根強く残る需要が根本的な原因となって、女性と女児が人身売買の対象にされやすいことを認識する。

17. 委員会は、経済成長と開発の鈍化、又は停滞、各国内及び各国間の不平等の拡大、不安定な食品・エネルギー価格、継続的な食糧・エネルギー不安、今なお残る世界金融・経済危機の影響、水不足、伝染病、人口構造の変化、無計画で急速な人口の都市化、開発への不十分な投資、持続不可能な漁業慣行と海洋資源の利用、自然災害と環境劣化、人道的緊急事態・強制移動・武力紛争によって引き起こされる問題の増加及び気候変動の悪影響がいずれも、女性と男性、女児と男児、及びその家族が社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラにアクセスする際に直面する不利益と脆弱性、不平等を悪化させていることに深い懸念を表明する。

18. 委員会は、貧困の女性化が根強く残っていることに懸念を表明し、極度の貧困を含むあらゆる形態と様相の貧困の撲滅が、女性の経済的エンパワーメントと持続可能な開発に不可欠であることを強調する。委員会は、若い親を含め、貧困の中で暮らす親が、子供のための健康と教育にアクセスできない可能性があり、それゆえに世代間の貧困連鎖が永続化するということを認識する。委員会は、必要に応じて、全ての関連するステークホルダーと協議の上、社会的・構造的・マクロ経済的問題に

対処する包括的で、参加型の、ジェンダーに配慮した貧困根絶戦略を策定・実施することにより、社会保護システム、公共サービスへのアクセス及び持続可能なインフラなどを通じて、女性と女兒のために適切な生活水準を確保する必要性を認識する。

19. 委員会は、労働力参加とリーダーシップ、賃金、所得、年金、社会保護、及び経済・生産資源へのアクセスに、引き続き大きな男女格差が存在していることに懸念を表明する。委員会は、女性が多数を占める産業の過小評価、不平等な労働条件、限られた昇進の機会並びに女性が大きな割合を占める非典型及び非標準的形態の雇用の増加をいっそう憂慮する。また、こうした要因によって、資格が正規雇用に密接に結びついている場合、女性の社会保護へのアクセスが制限されかねず、それが女性の経済的不安定と貧困を永続させ得ることに懸念を表明する。委員会は、公正かつ包括的で質が高く、利用しやすく、手頃な料金の幼児教育・保育サービスが、女性による労働市場への参入と定着を可能にする上できわめて重要であることを認める。

20. 委員会は、気候変動が貧困撲滅と「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成、社会保護、公共サービスと持続可能なインフラ及び持続可能な開発に難題をもたらし、とりわけ小島嶼開発途上国などの開発途上国において、女性と女兒が気候変動、極端な気象事象、自然災害のほか、土壌劣化、砂漠化、森林破壊、砂塵嵐、頻発する干ばつ、海水面の上昇、海岸浸食、海洋の酸性化などのその他の環境問題から、しばしば不当に大きな悪影響を受けることに深い懸念を表明する。さらに、委員会は、「パリ協定」と、その締約国が、気候変動に対処するために行動を起こす際、ジェンダー平等、女性と女兒のエンパワーメント及び世代間の公平を尊重し、促進し、考慮すべきであると認めたことを想起し、これに関して、第23回国連気候変動枠組条約締約国会議によるジェンダー行動計画の採択<sup>21</sup>も想起する。委員会は、女性と女兒を含む全ての人が、現在及び将来の世代にわたって、その健康と福祉に適した環境を利用できる必要があること、またそうした環境の利用を確保することが、女性と女兒のエンパワーメント、持続可能な開発及びコミュニティのレジリエンス（強靱性）にきわめて重要であることを認める。委員会は、気候変動の影響に由来する損失と損害を防ぎ、とりわけ脆弱な状況にある女性と女兒のためにそうした損失と損害のリスクを減らす際に持続可能な開発が果たす重要な役割と、環境保全に際して女性が担う変革の主体としての積極的な役割とを認識する。

21. 委員会は、社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラが結びついたものであり、相互に補強し合うということを強調する。委員会は、社会保護システム、公共サービス及びインフラに関する政策が確実に相互補完できるよう、あらゆるレベルでの協調的アプローチ、資金調達、政策一貫性の必要性を強く主張する。

22. 委員会は、女性と女兒のニーズに対応し、無償のケア・家事労働を認めて評価し、女性と女兒の移動を可能にし、女性の公共部門と政治分野への参加、経済的機会、とりわけ完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク、同一労働同一賃金、又は同一価値労働同一賃金を強化し、ショックに対するレジリエンスを強化する社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラを設計・実施・評価する総合的なアプローチの必要性を強調する。

23. 委員会は、社会保護システム、公共サービスへのアクセス及び持続可能なインフラが、ケア提供者とケア受益者のニーズに適切に対処してこなかったことを認める。さらに、依然として過少に評価・認識されている子供、高齢者、障害者、HIV/エイズと生きる人々のケアを含む無償のケア・家事労働を、女性と女兒がしばしば不均衡に大きな割合で担っていることを認める。そうした男女間での不均衡な責任の配分は、女性の教育・訓練の修了と向上、有償労働市場への参入・再参入と昇進及び経済的機会と起業家活動への重大な制約となっており、社会保護、賃金及び年金に格差をもたらしかねない。委員会は、全ての女性と女兒の社会的・経済的エンパワーメントを可能にする環境を整え

<sup>21</sup> FCCC/CP/2017/11/Add.1、決定3/CP.23。

るには、家庭及び地域社会レベルで、女性と女兒を男性と男児に従属するものとみなす態度と否定的な社会規範に対処する必要があることも認める。委員会は、男女間での家庭責任の平等な分担を促進し、とりわけ持続可能なインフラ、国家として適切な社会保護政策及びケア・サービス、保育、母親、父親、又は両親の出産・育児休暇などの利用しやすく、経済的に無理がなく、質の高い社会福祉サービスを優先することによって、無償のケア・家事労働の不均衡な分担を減らして再配分する措置を認め、導入する必要性を強調する。

24. 委員会は、社会保護への普遍的アクセスが、不平等の削減、あらゆる形態と様相の貧困の根絶及び包括的成長の促進において、中心的役割を担うことに留意する。委員会は、全ての人に衣食住、医療及び必要な社会福祉サービスを含めて、自己と家族の健康と福祉のために十分な生活水準を保持する権利があり、母親と子供に特別なケアと支援を受ける権利があることを改めて確認する。しかし、委員会は、とりわけ女性と女兒が、まだ十分に適用対象になっていないことを憂慮する。委員会は、社会保護システムが、全ての人、とりわけ貧困状態にある人、社会から疎外され、又は脆弱な状態にあって差別を受けている人々にとって、人権の実現に重要な貢献をなし得ることを認める。

25. 委員会は、社会保障を受ける権利を含む全ての人権と、社会保護システムへのアクセスの実現に対する出生登録の決定的な重要性に留意し、一部の先住民族の女性と女兒、障害を持つ女性と女兒、移民女性と女兒、農山漁村地域の女性と女兒の間で出生登録が低水準であることを懸念し、出生登録のない全ての人々が、他の人々よりも社会的疎外、排除、差別、暴力、無国籍、搾取及び虐待の対象になりやすいことにいっそうの懸念を表明する。

26. 委員会は、全ての人がいかなる差別もなく、到達可能な最高水準の心身の健康を享受する権利を再確認し、その完全な実現が女性と女兒の生活と福祉及び公的・私的生活に参加する能力に不可欠であり、ジェンダー平等の達成と全ての女性と女兒のエンパワーメントにきわめて重要であることを認める。委員会は、公衆衛生サービスへの不平等で限られたアクセスを含む保健医療サービスにおけるジェンダー不平等、差別、不名誉、暴力の根本原因に焦点を合わせてこれを除去することが、全ての女性と女兒にとって重要であることを認める。

27. 委員会は、万人のためのジェンダーに配慮した質の高い公共医療サービスと、質が高く、低価格で、効果のある必須医薬品への普遍的で公平なアクセスから成るユニバーサル・ヘルス・カバレッジの目標に向けた進展を加速させる必要性を強調する。また、国際社会の支援を受けて、地域社会へのアウトリーチと民間セクターの関与を利用して促進することを含め、特に、プライマリー・ヘルスケア、公共医療サービス及び社会保護メカニズムを通じて、心身の健康と福祉を促進する重要性を強調する。委員会は、農山漁村居住者を含む全ての女性と女兒のニーズによりよく対応するために、利用可能性、アクセス可能性、受容性、品質の点で保健医療制度を強化し、保健医療制度の設計と実施に女性の積極的な参加を可能にする重要性を強調する。

28. 委員会は、基本的な保健医療サービスと情報へのアクセスの欠如、又は限られたアクセスと、自己の生活への限られた主体性の結果として、農山漁村の女性が、都市部の女性よりも妊産婦と乳児の死亡率及び罹患率、産科フィスチュラ発症率が高いといったリプロダクティブ・ヘルスのアウトカム、並びに家族計画の限られた選択肢など、健康に関して大きな格差を経験していることに深い懸念を表明する。委員会は、こうした格差が複合的かつ交差的な形態の差別によって悪化していることにいっそうの懸念を表明する。

29. 委員会は、教育を受ける機会の提供において進歩が見られるにもかかわらず、女兒の方が依然として男児よりも教育から排除される割合が高いことを認識する。委員会はまた、教育を受ける権利について女兒の平等な享受を阻むジェンダーに特有の障壁として、女性の貧困化、女兒が担う児童労働、児童婚・早婚・強制婚、女性性器切除、早期及び繰り返される妊娠、登下校時及び学校での性的

暴力・嫌がらせを含め、技術に左右される環境でのジェンダーに基づくあらゆる形態の暴力、月経衛生管理を含む安全で適切な衛生設備の欠如、女兒が不均衡に大きな割合で担う無償のケア・家事労働、家族や地域社会が女子の教育に男子よりも低い価値を置くことにつながり、女子の就学を認める親の決定に影響し得るジェンダー・ステレオタイプと否定的な社会規範などがあることも認める。

30. 委員会は、女性の公務員が指導的地位と意思決定の役割に占める割合が低く、最前線の現場でサービスを提供する職員に占める割合が高いことを認める。さらに、労働者、とりわけ公共サービスの提供に従事する女性に対して、ディーセント・ワークと生活賃金などの公正で望ましい労働条件を提供する必要性を認める。

31. 委員会は、交通システムの計画時に、女性と女兒のニーズを考慮に入れるべきであり、また、近付きにくいプラットフォーム、混雑した車両、又は明かりの乏しい駅などの特定の要素が、女性と女兒による公共サービスの利用を妨げる障壁を生み出し得ることを認める。委員会は、安全かつ低料金であり、アクセスしやすく、年齢・ジェンダー・障害に配慮した、持続可能で、女性と女兒のニーズを満たす陸上・水上交通システム及び道路の重要性と、交通と移動に関する計画を農山漁村・都市・地域計画全般に統合し、交通と移動の広範な選択肢を奨励することによって、社会・経済活動への女性と女兒の有意義な参加を可能にするためのコミットメントとを再確認する。

32. 委員会は、女性と女兒、とりわけ災害後の環境、避難所、難民キャンプのほか、都市部や地方の不法居住地などの孤立した遠隔コミュニティで暮らす女性と女兒が、安全で手ごろな価格の飲料水及び適切で公正な衛生設備と衛生環境を利用する際に、特定の障壁に直面することに深い懸念を表明する。委員会はまた、女性と女兒が水不足、安全ではない水、不適切な衛生設備及び不十分な衛生環境から著しく影響を受けていること、また、世界の多くの場所で、家庭の水汲みと、水由来疾病に伴う看護責任という大きな負担を担うために、教育や娯楽などの他の活動に充てる時間や、生計を立てるための時間を制限されていることも憂慮する。

33. 委員会は、社会保護、公共サービス、インフラなどの分野で、公共サービスの利用と提供に、人工知能などの新しい形態の情報通信技術（ICT）が潜在的な利益と課題をもたらすことを認める。そうした技術が女性と女兒に与える影響に対し、これまで以上の注意を払う必要がある。

34. 委員会は、特に、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメント、女性の完全な社会参加、仕事と家庭の両立及び世帯での自給自足を目的とする家族志向の政策を実施する利益を認識する。また、公共サービスと持続可能なインフラのみならず、社会保護政策を含むあらゆる社会・経済開発政策が、多数の役割を果たす中で変化する家族のニーズと期待に対応し、全ての家族構成員の権利・能力・責任が尊重されるようにする必要性を認める。

35. 委員会は、家庭責任の分担が、変化する仕事の世界において女性の経済的エンパワーメントを可能にする家庭環境を創出し、それが開発に寄与すること、女性も男性も家族の福祉に重要な貢献をすること及びとりわけ家庭に対する女性の貢献が、無償のケア・家事労働を含めて、依然として十分に認識されていないものの、社会・経済開発に不可欠な人的・社会的資本を生み出すことを認める。

36. 委員会は、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの促進に国家機構が果たす重要な役割と、存在する場合には、国内人権機関が行う関連する貢献、さらに「北京宣言及び行動綱領」の実施と「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のジェンダーに対応した実施の推進のみならず、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成において市民社会が担う重要な役割を認識する。

37. 委員会は、全ての女性と女兒が、複合的かつ交差的な形態の差別と社会的疎外に直面した場合、社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラへの完全なアクセスとその恩恵の享受ができない可能性を認識する。委員会は、女性と女兒の状況と条件の多様性を尊重・評価し、一部の女性とそのエンパワーメントを阻む特定の障壁に直面していることを認める。委員会はまた、全ての女性と女兒が同じ人権を持つ一方で、さまざまな状況にある女性と女兒が、適切な対応を要する特有のニーズと優先事項を有することも強調する。

38. 委員会は、移民女性と女兒、とりわけ移民女性労働者の積極的貢献が、出身国、経由国、移住先国の包括的成長と持続可能な開発を促す可能性を有することを認める。委員会は、家事・ケア労働者としての労働を含め、あらゆるセクターにおける移民女性による労働の価値と尊厳を強調する。委員会は、多数の移民女性、特に、インフォーマル経済と非熟練労働に従事する移民女性が、とりわけ虐待と搾取の対象になりやすいことを憂慮する。委員会は、あらゆる技能レベルの移民女性労働者が、移民先国で社会保護を利用できるように、また適用可能な社会保障の権利と出身国で得た年金受給資格の可搬性（ポータビリティ）から、あるいは新たな国で就労することにした際に、恩恵を受けられるように支援する重要性を認識する。委員会はまた、移住のあらゆる段階で国家、地域社会、移民のために、それらの間の移住に関する側面について、正確かつ時宜を得ており、アクセス可能で、透明性のある情報を提供し、利用できるようにし、普及させる努力を強化する必要性も認める。

39. 委員会は、武力紛争と紛争後の状況が、性的暴力の被害者と生存者を含む女性と女兒及び彼女たちの社会保護システムへのアクセスに与える影響に対処する必要性を認識する。

40. 委員会は、難民女性と女兒が直面する課題及び武力紛争と紛争後の状況に悪影響を受けた国などにおける難民女性と女兒の保護とエンパワーメントの必要性、並びに必要とする人々に人道的支援を提供することで難民を受け入れている地域社会のレジリエンスを強化する必要性を認める。

41. 委員会は、社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラの利用者・受益者としての女性と女兒の意見、行動、参加、リーダーシップを強化する重要性を強調する。また、こうしたセクターでの政策の立案・開発・実施・監視・評価における意思決定のあらゆる段階での、女性による完全かつ平等で有効・有意義な参加とリーダーシップが、女性と女兒のエンパワーメントを支援し、残存する格差と偏見に対処するということを認める。

42. 委員会は、農山漁村居住者を含む女性と女兒の利益、ニーズ及びビジョンを、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を含む地方・国家・地域・国際アジェンダに位置づける際に、女性や地域が中心の団体、フェミニスト・グループ、女性の人権擁護者、女子や若者が主導する組織、労働組合を始めとする市民社会によってなされた重要な貢献を歓迎する。また、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを達成するための措置の実施において、市民社会と包括的で透明性のある開かれた関与を持つ重要性も認める。

43. 委員会は、南南協力が南北協力を代替するのではなく、補完するものであることを念頭に置いて、これまでになされた進捗を基に南北・南南・三角協力を含む国際協力を強化するように、とりわけ国内・国際資金の調達と配分、政府開発援助のコミットメントの完全な実施、不正な資金の流れとの闘いを含め、あらゆる資金源から資金を調達することによって、投資を大幅に増額し、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成に必要な資金の不足を解消する重要性を再確認する。また、農山漁村と離島などでの社会保護システム、公共サービス、及び持続可能なインフラへの投資の加速が、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成に重要であることも確認する。

44. 委員会は、全ての国にとって、国家のオーナーシップという原則の下で重視されている公共政策と国内資金の調達と有効活用が、社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラを含む持続可能な開発に向けた共通の取組の中核を成すことを強調し、国内資金が何よりも経済成長によって生み出され、適切に機能する効率的で透明性のある税制度を始めとして、あらゆるレベルの整備された環境によって支えられることを認める。

45. 委員会は、経済のあらゆるセクターとレベルにおける女性の実権、所有、管理、参加を促進することによって、女性の経済的エンパワーメントに向けた国の取組を支援して貢献する外部環境が重要であること、また、そうした環境には、相互に同意した条件での適切な資金の調達、能力構築及び技術移転が含まれ、それがひいては、女性の起業と経済的エンパワーメントの促進を可能にするような技術の活用の拡大につながることを認識する。

46. 委員会は、男性と男児が変革の主体及び受益者として、また戦略的パートナー及び協力者として、社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラへの女性と女児のアクセスの促進、並びにジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成に完全に関与する重要性を認める。

47. 委員会は、あらゆるレベルの政府に対し、それぞれの職務権限内で、また国の優先事項を念頭に置いて、国連システムの関連機関や国際・地域団体とともに、適宜、次の行動を取ることを強く勧めるとともに、また、市民社会、とりわけ女性団体、生産者・農業・漁業団体、若者主体の組織、フェミニスト・グループ、宗教理念に基づく団体、民間セクター、存在する場合には国内人権機関及びその他の関連するステークホルダーに対し、適宜、次の行動を取ることを求める。

#### 規範的・法的・政策的枠組を強化する

(a) 女性と女児の生活、生計、福祉を改善するために、ジェンダー平等の達成と全ての女性と女児のエンパワーメント及び女性と女児の人権と基本的自由の完全かつ平等な享受に関して、既存のコミットメントと責務を完全に実施するための行動を取る。

(b) 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「児童の権利に関する条約」及びこれらの「選択議定書」の批准、又は加入を特別な優先事項として検討し、いかなる留保の範囲も制限し、留保がこれらの条約の目標及び目的と確実に両立するように、そうした留保を可能な限り厳格かつ狭義に定め、それらを撤回する目的で定期的に見直し、該当する「条約」の目標と目的に反する留保を撤回し、効果的な国内法と政策を導入するなどしてこれらの条約を完全に施行する。

(c) ガバナンス制度と司法制度などへの女性の完全かつ平等な参加を確保し、女性のエンパワーメントと完全かつ平等な司法へのアクセスを保障する。

(d) 女性の社会保護へのアクセスに寄与するために、国際労働機関の基本条約の批准を検討し、批准している国はその施行を検討して、その他の関連する国際労働基準、すなわち、国際労働機関の1952年の「社会保障（最低基準）条約（第102号）」、2012年の「社会的な保護の土台勧告（第202号）」、2015年の「非公式な経済から公式な経済への移行勧告（第204号）」及び家事労働者のための適切な仕事に関する2011年の「家事労働者条約（第189号）」の重要性に留意する。

(e) とりわけ開発途上国において、経済・社会開発の完全な達成を妨げるような、国際法及び国連憲章に準拠しない一方的な経済・金融・貿易措置を公布せず、適用しない。

(f) ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを向上させるために、国の法的枠組内で社会保護を受ける権利を保障するとともに、国の戦略、政策、行動計画及び適切な資金に支えられた社会保護への普遍的アクセスを確保する。



(g) 公的財務管理・公共調達プロセスを含むジェンダーに配慮した政策立案プロセスが、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを実現するため確実に設計されるよう、社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラの設計、予算編成、実施、監視及び評価に対して、包括的で総合的なアプローチを採用する。

(h) 全ての女性と女児が、セクシュアル・ハラスメントなどの性とジェンダーに基づく暴力、ドメスティック・バイオレンス、フェミサイドなどのジェンダーに関連した殺人、高齢者虐待などの暴力を受けずに生活することの重要性を念頭に置いて、女性と女児に対する暴力の加害者への捜査・起訴・処罰を行うとともに不処罰をなくすための多部門間の協調的なアプローチを通じて、公的・私的空間における女性と女児に対するあらゆる形態の暴力に対処し、これを防止し、撲滅する取組と、全ての被害者と生存者に対し、心理社会的支援とリハビリテーションへのアクセス及び低価格の住居と雇用へのアクセスを提供するなどにより、その完全な回復と社会復帰を支援すべく、保護及び適切な救済・補償と包括的な社会・健康・法的サービスへの平等なアクセスを提供する取組に対し、社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラが貢献するよう徹底する。また、とりわけ暴力による社会的・経済的損失を公表するなどして意識向上活動を奨励し、地域社会と協力することにより、防止対策の改善、調査、連携・監視・評価の強化を通じて、女性と女児に対する暴力の構造的で根本的な原因に対応する。

(i) 女性器切除と児童婚・早婚・強制婚のような有害な慣行は、暴力と性感染症に対する脆弱性の高まりを含め、女児と女性の生活、健康及び身体に長期的な影響を及ぼす恐れがあり、国家的・地域的・国際的取組が増加しているにもかかわらず、世界のあらゆる地域に今なお残存している。そのため、全ての女性と女児のエンパワーメントに努め、地域社会と協力してそうした有害な慣行を容認する否定的な社会規範と闘い、それらを廃止する力を親と地域社会に与え、家庭の貧困と社会的排除に対応し、有害な慣行のリスクにさらされている、又は悪影響を受けている女児と女性が、教育と保健医療を含む社会保護と公共サービスを利用できるようにすることで、それらの有害な慣行を根絶する。

(j) 人権と持続可能な開発の視点を取り入れた包括的な人身売買禁止戦略を考案し、強化し、実施する。また、ジェンダーと年齢に配慮した方法により、必要に応じて法的枠組を強化することで、あらゆる形態の人身売買と闘い、これを撲滅し、特に、女性と女児の人身売買問題への社会の意識を高める。現代の奴隷制度と性的搾取に対する女性と女児の脆弱性を軽減する措置を講じる。必要に応じて、人身売買の被害者に保護と社会復帰支援へのアクセスを提供する。女性と女児の人身売買からの違法な資金の流れを特定し、途絶させるために、あらゆる関係者間の連携を強化しつつ、被害者の個人情報機密性を保護する必要性も確認する。人、特に、女性と女児のあらゆる形態の搾取を助長する需要に対抗するために、国際協力、情報共有、法的及びその他の措置を強化する。

(k) 女性と女児が不均衡に多く負担している無償のケア・家事労働を認識し、削減し、再分配するためあらゆる適切な措置を講じる。そのための措置として、仕事と家庭生活の両立、男女間での責任の平等な分担、ケアと家事に関して父親やケア提供者としての男性による責任の平等な負担などがあり、具体的には、労働力や社会保護を減らすことなく勤務形態に柔軟性を持たせて、授乳中の母親を支援し、水と衛生設備・再生可能エネルギー・交通機関・情報通信技術などのインフラ、技術、公共サービスを提供し、母親、父親、又は両親の出産・育児休暇及びその他の休暇制度、並びに子供やその他の扶養者のための保育・ケア施設などの利用可能で低料金かつ質の高い社会サービスを始めとする法律や政策を実施し、促進することなどがある。無償のケア・家事労働の価値を測定して、国民経済への貢献度を明らかにするための施策を講じるとともに、ジェンダー・ステレオタイプと否定的な社会規範に立ち向かい、女性のエンパワーメントを可能にする環境を醸成する。

(l) 保健医療と年金の適用対象範囲を含め、あらゆる年齢の無償のケア提供者が社会保護を利用できるようにする。この点に関して、無償のケア・家事労働の経済的・社会的・法的認識を適宜促進する社会保護計画を強化し、そうした労働が拠出制度の範囲内で評価されるようにする。

(m) 女性と女兒及びその家族における多様かつ特有の変化するニーズに対応する家族志向の政策とプログラムに投資し、これを強化するとともに、女性と女兒が権利を享受する際に直面する不均衡、危険、障壁に対処し、全ての家族構成員をあらゆる形態の暴力から保護する。寡婦の場合など、あらゆる範囲の社会福祉サービスへのアクセスと司法へのアクセスを含めて、女性を保護し、支援するための適切な措置が確実に実施されるようにする。なぜなら、そうした政策とプログラムは、特に、貧困・社会的排除・不平等と闘い、仕事と家庭生活の両立及びジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントを促進し、社会的統合と世代間の連帯を推進するための重要なツールであるからである。

(n) 社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラへの女性と女兒のアクセスを促進し、不平等な力関係、ジェンダー・ステレオタイプ、女性と女兒への差別を蔓延させる慣行を含むジェンダー不平等の根本原因を理解し、これに対処することで、公的・私的領域での女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力と差別を撲滅し、ケア・家事労働における男女間の責任の平等な分担など、男性と男児の役割と責任に取り組む国の政策とプログラムを立案・実施し、子供を支援する法律の施行を確保し、女性と女兒に対する暴力を容認する否定的な社会規範及び女性と女兒を男性と男児に従属するものとみなす態度を、その根絶を目的としつつ変容させることに、男性と男児を変革の主体及び受益者として、また戦略的パートナー及び協力者として、完全に関与させる。

(o) 社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラに関して、欠如している場合には予算政策を含む開発政策・計画・プログラムの設計・実施・評価・フォローアップにジェンダーの視点を取り入れ、関係省庁、ジェンダー政策の立案者、ジェンダー平等機構及びジェンダーに関する専門知識を有するその他の関連政府組織・機関の間の調整と、民間セクター、非政府組織、市民社会団体、存在する場合には国内人権機関との適切な協力を確保し、女性と女兒のニーズに即ちその注意を払って、あらゆる分野で採用された政策やプログラムから、女性と女兒が確実に恩恵を受けられるようにする。

(p) 公共サービスへのアクセスのみならず、社会保障を受ける権利などの個人の権利を実現するための出生登録の決定的な重要性を念頭に置いて、登録へのアクセスを妨げる物理的、行政上、手続上及びその他の障壁を除去し、欠如している場合には、出生登録と慣習・宗教婚を含む婚姻登録のための仕組みを提供することにより、普遍的な出生登録を保障し、全ての婚姻の適時の登録を確保する。

(q) 政府開発援助などを通じた持続可能で十分な資金提供によって、あらゆるレベルで、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを促進するための国家機構の能力を強化することにより、社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラの設計・実施・評価においてジェンダーの視点を主流化し、これら3つの重点領域の相互関連性を高め、それらを実施するのを支援する。

(r) 全ての女性と女兒に対するあらゆる形態の差別を撲滅し、対象を絞った措置を実施して、とりわけ複合的かつ交差的な形態の差別に対処し、法律上、慣行上のいずれにおいても、全ての女性と女兒が社会保護、公共サービス及び持続可能な開発への平等なアクセスを享受できるようにする。それによって、特に、極度の貧困を含むあらゆる形態と様相の貧困、中でも貧困の女性化の撲滅に貢献し、必要な場合には法律と包括的な政策措置の採択及びその効果的で加速的な実施と監視によって、人権侵害に関して司法と説明責任への女性と女兒のアクセスを保障することにより、不平等の削減に寄与することができる。存在する場合には、多様な法制の条項が国際人権義務を遵守するよ

う徹底する。

(s) 農山漁村・僻地で暮らす先住民族の女性と女兒の権利を促進し、擁護する。そのために、暴力など、彼女たちが直面する複合的かつ交差的な形態の差別と障壁に対処し、質の高い包括的な教育、保健医療、公共サービス、土地と天然資源を含む経済資源へのアクセス及びディーセント・ワークへの女性のアクセスを保障し、あらゆるレベルとあらゆる分野での経済及び意思決定プロセスへのその有意義な参加を促しながら、先祖から伝わる伝統的知識を尊重して保護し、農山漁村・僻地で暮らす先住民族の女性と女兒が、年齢に関係なく、しばしば暴力と、相対的に高い貧困率に直面し、保健医療サービス・情報通信技術・インフラ・金融サービス・教育・雇用へのアクセスが限られていることを認める一方で、気候変動の緩和と適応を含め、文化・社会・経済・政治・環境に貢献していることも認識する。

(t) 障害を持つ女性と女兒の権利を促進し、擁護する。障害を持つ女性と女兒は、複合的で交差的な形態の差別に直面しているため、他の人々と平等に、経済・金融資源へのアクセスと、障害者を包摂する利用しやすい社会インフラ、交通機関、司法制度及び特に障害を持つ女性のための健康、教育、生産的雇用、ディーセント・ワークに関連するサービスへのアクセスを確保するとともに、障害を持つ女性と女兒の優先事項と権利が政策とプログラムに完全に組み込まれ、そうした女性たちが意思決定プロセスで緊密に意見を求められ、積極的に関与するよう徹底する。

(u) 国際法の下での関連する義務に準拠して、ジェンダーに配慮した国の移民政策と法律を採択する。移民資格に関係なく、全ての移民女性と女兒の人権を擁護する。移民女性労働者の技能と教育を認めて、あらゆるセクターにおける移民女性と女兒の経済的エンパワーメントを推進し、必要に応じて、教育・科学技術分野などで、生産的雇用、ディーセント・ワーク及び労働力への統合を促進する。虐待と搾取を防止し、これらに対処し、あらゆるセクターで移民女性労働者を保護し、労働移動性を促進するなどして、移民女性労働者と不安定雇用に従事する移民女性労働者のために、労働者の権利を擁護して安全な環境を確保する重要性を認める。新たに到着した移民女性に対して、国と地方の法律の遵守を含む権利と義務、就労許可と滞在許可の取得、資格の調整、関係当局への登録、権利侵害について提訴するための司法制度の利用及び基本サービスへのアクセスなど、対象を絞り、ジェンダーに配慮し、子供に対応した、利用しやすい、包括的な情報と法律のガイダンスを提供する。移民女性と女兒が適切な身分証明書と関連する文書の提供を確実に受けられるようにするために、出身国、経由国、移住先国を含む多様なステークホルダー間の連携を奨励して、社会保護機構へのアクセスを容易にする。帰還する移民女性と女兒の持続可能な再統合を促すために、社会保護とサービスへの平等なアクセスを提供する。

(v) 学校給食と持ち帰れる食糧があると子供が学校に通い続ける点に注目し、学校給食がとりわけ女兒の就学率を改善し、長期欠席を減らす誘因であることを認識して、子供、特に、女兒の就学を継続させるプル要因として学校給食プログラムに寄与するために、自給自足の農業・漁業を含め、農山漁村の女性に土地へのアクセスを提供し、女性の協同組合と農業プログラムを支援する法律や政策を採択、又は立案する措置を講じる。

(w) 必要に応じて、現金給付やその他の多部門プログラムを含めて、HIV/エイズの予防、治療、ケア、支援への普遍的アクセスを達成する取組を強化し、HIVに配慮した社会保護措置を提供することで、重感染やその他の性感染症を含めて、HIV/エイズとともに生きる、又はそのリスクにさらされている、あるいは影響を受けている全ての女性と女兒に、保健医療、教育、住居及び雇用へのアクセスを確保する。不名誉、又は差別を受けることなく、そうした女性と女兒の特別なニーズと懸念に対応する。HIV/エイズへの対応において、HIV/エイズとともに生きる女性と女兒の積極的で有意義な参加、貢献、リーダーシップを促進する。

(x) 高齢女性が受益者となる社会保障・社会保護システム、公共サービス及びインフラに関連する規範的・政治的枠組の設計・実施において、適切な場合には、高齢女性の効果的で有意義な参加を促進する。

(y) アフリカ系の女性と女児の特別なニーズと現実を考慮に入れ、「アフリカ系の人々のための国際的10年（2015～2024年）」<sup>22</sup>の実施のための活動プログラムを念頭に置いて、社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセスを促進するとともに、公共政策を立案・監視する際にジェンダーの視点を主流化する。

(z) 国籍、又は民族、宗教及び言語マイノリティに属する女性と女児が、質の高い教育を始めとして、社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラに平等に差別なくアクセスできるよう徹底するとともに、手頃な料金の保育と、低料金で職場への往復ができる交通機関を提供するための措置を講じる。

(aa) 性別職業分離を解消するために、構造的障壁、ジェンダー・ステレオタイプ及び否定的な社会規範に対処し、労働市場と教育・訓練への女性の平等なアクセスと参加を促進し、科学・技術・工学・数学や情報通信技術などの新興分野や成長中の経済セクターにおける教育上・職業上の選択肢を多様化し、女性労働者が高い割合を占めるセクターの価値を認める。

(bb) 男女賃金格差を解消するための不可欠な措置として、公共・民間セクターにおける同一労働同一賃金、又は同一価値労働同一賃金の原則を擁護する法律及び規則を制定、又は強化し、施行する。この点で遵守されない場合には、効果的な救済手段と司法へのアクセスを提供し、例として社会的対話、団体交渉、職務評価、意識向上キャンペーン、賃金の透明性の確保、男女賃金監査のほか、賃金慣行の証明と調査、男女賃金格差に関するデータと分析の利用可能性の向上などを通じて、平等賃金政策の実施を促進する。

(cc) 女性の労働の生産性と経済的継続性を支え、女性、とりわけ農山漁村・都市部のインフォーマル経済に従事する女性を保護する社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラを提供しながら、適切な生活水準を確保するために、インフォーマル経済からフォーマル経済への移行を支援する。インフォーマル経済に従事する労働者のために職業安全衛生の保護を促進することにより、インフォーマル経済の危険で不健康な労働環境に対処する措置を講じる。

(dd) 女性の金融包摂と金融リテラシー及び適時の無理のない貸付、融資、貯蓄、保険、送金計画といった正規の金融サービスへの平等なアクセスを促進する措置を講じる。国の優先事項と法律に則って、金融セクターの政策と規則にジェンダーの視点を統合し、商業銀行、開発銀行、農業系銀行、マイクロファイナンス機関、モバイル通信事業者、代理店ネットワーク、協同組合、郵便貯金銀行及び貯蓄銀行などの金融機関に対して、女性に金融商品・サービス・情報へのアクセスを提供するよう促し、インターネット・バンキングやモバイル・バンキングを始めとする革新的なツールとプラットフォームの利用を奨励する。

## 社会保護への女性と女児のアクセスを強化する

(ee) 食糧や現金を報酬とする雇用計画、現金やバウチャーを給付するプログラム、学校給食プログラム、母子栄養事業など、全ての女性と女児を対象にした国のセーフティ・ネットとプログラムを含む社会保護システム・措置を確立し、強化するために、あらゆるレベルでの取組を奨励し、認識するとともに、投資、能力構築及び制度開発を拡大する。

<sup>22</sup> 総会決議69/16、添付文書。

(ff) 全ての女性と女兒のために、リスクと脆弱性の状況に特化した評価に基づき、社会保護システムと国情に応じた措置の設計・実施・評価を改善する。

(gg) いかなる種類の差別も受けることなく、全ての人を対象にした社会保護への完全なアクセスを確保するために、下限を含めた包括的でジェンダーに配慮した社会保護システムの確立と強化に向けて取り組むとともに、インフォーマル労働からフォーマル労働への移行の容易化を含めて、より高い水準の保護を漸次達成するための措置を取ることを。

(hh) 社会保護措置が、自然災害、武力紛争、紛争後の状況及びその他の緊急事態において、人道的な支援に効果的に組み込まれるように徹底しながら、ジェンダーに配慮したプログラムの形成と立案を強化する。地域社会と個人のレジリエンスを構築し、気候変動に関連するものを含めて著しい影響に対応するのを支援する災害リスク管理戦略において、短期的な緊急事態対応プログラムから長期的な社会保護システムへの移行などを通じて、社会保護が担い得る重要な役割を認識する。

(ii) 女性、女兒、乳児及び幼児に特別な注意を払って、栄養政策を実施し、総合的な食糧・栄養支援及びサービスを提供する。活動的で健康な生活のための食事のニーズと食糧必要量を満たすために、そうした人々がいつでも十分かつ安全で栄養のある食糧を利用できるようにする。特に、栄養所要量が増える妊娠中、授乳中、幼少期に、生後6か月までの母乳育児とその後の適切な補助食の推進を含めて、適切なケアと最善の食事慣行を支援し、それによって社会保護と資源への女性の完全かつ平等なアクセスに貢献する。

(jj) 失業保護制度を強化し、就労歴に関係しない拋出型・非拋出型制度を通じて、高齢女性の所得保障へのアクセスを含む女性の年金への完全で平等なアクセスを保障する法的・行政・政策措置を促進するとともに、受給資格と受給額の男女格差を縮小させる。

(kk) あらゆる技能水準の移民労働者が、移住先国で社会保護にアクセスすることができ、適用可能な社会保障の権利と出身国で得た年金受給資格の可搬性から、あるいは新たな国で就労することにした場合に、恩恵を受けられるよう支援する。

(ll) 母性保護へのアクセスを保障し、とりわけ有給の母親、父親、又は両親の出産・育児休暇と男女両方を対象にした適切な社会保障給付を促進する。そうした恩恵を利用する際に差別を受けないよう徹底するための適切な施策を講じ、男性の意識を向上させて、女性の労働市場参加の促進を可能にする手段としてそうした機会の利用を奨励する。母性、父性、母親であること、父親であること及び両親が育児責任を共有することの社会的意義を認識する。職場の授乳施設を始めとする普遍的で低料金の保育サービスと施設の整備を通じ、育児責任の遂行において、親と法的後見人に適切な支援を提供する。

(mm) 現金給付プログラムに関して、条件が存在する場合にはその必要性を評価して見直しを進め、とりわけジェンダー・ステレオタイプの強化と女性の無償労働の悪化を防ぐ。条件が適切で、バランスが取れ、差別的なものにならないように徹底するとともに、遵守しないことが、社会的疎外や脆弱な状況にある女性と女兒を排除する罰則処置につながらないようにする。

## 女性と女兒のための公共サービスへのアクセスを強化する

(nn) 自然災害及びその他の人道緊急事態、強制移動、武力紛争、紛争後の状況において、質の高い公共サービスが全ての女性と女兒にとって利用可能かつ低料金であり、アクセス可能で、受容できるものになるよう徹底する。

(oo) 利用しやすく、手頃な料金の保育及びその他の支援サービスなどを通じて、男女間での平等な責任の分担に寄与する投資を優先する。対象範囲を拡大し、公平かつ包括的であり、質が高く、利用しや

すく、手頃な料金の幼児教育・保育サービスと施設を確保する。児童や思春期の若者を対象にした放課後サービスの利用可能性を向上させる。

(pp) 農山漁村・僻地を含めて、地理的・法的・制度的障壁など、女性と女兒の公共サービスへのアクセスを制限する障壁を特定して除去し、日常的に、また緊急時にそうしたサービスを確実に利用できるようにする。

(qq) 全ての女性と女兒が達成可能な最高水準の心身の健康を享受する権利を実現するために具体的措置を取る。普遍的にアクセス可能なプライマリー・ヘルスケアと支援サービス、社会保護機構などを通じて、あらゆる感染性・非感染性疾患に対応する質の高い保健医療サービスの利用可能性、アクセス可能性、受容性を確保する。

(rr) 全ての女性と女兒のために、全ての人を対象とした購入しやすい価格で、質の高い、必要不可欠かつ効果的な保健医療サービス及び医薬品への普遍的で公平なアクセスを含めたユニバーサル・ヘルス・カバレッジの目標に向けた歩みを加速させながら、そうしたサービスと医薬品の利用によって利用者が経済的苦境にさらされないよう徹底する。

(ss) 全ての女性と女兒のために、地域社会へのアウトリーチ、民間セクターの関与、国際社会の支援などを通じて、万人のための安全・効果的かつ高品質で必要不可欠な購入しやすい価格の医薬品とワクチンのみならず、健康技術（新技術の体系的利用及び総合的な健康情報システム）を備えた、手頃な価格で、アクセス可能であり、かつ質の高い公的保健医療制度及び施設への財政投資を確保し、増大させる。

(tt) 現行の教育と訓練を利用して、より効果的で、社会的説明責任を果たすことができ、目的意識を持ち、適切な技能や知識を有し、十分な訓練を受けた保健医療従事者への投資を増やす。保健医療提供者と患者のためにデジタル技術を活用し、安全な労働環境・条件を整備し、地域社会を基盤とする健康教育・訓練を拡大するなどして、農山漁村・僻地に有資格保健医療専門家の配置を確保するための適切な報酬とインセンティブを用い、ディーセント・ワークを促進することにより、保健医療従事者の不足と不公平な配置に対処する。

(uu) 国際人口開発会議「行動計画」と「北京行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書に従って、性と生殖に関する保健医療サービス（家族計画を含む）、情報、教育への普遍的アクセス及び国の戦略とプログラムへの性と生殖に関する健康の統合を含めて、性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを確保する。また、女性の人権には、性と生殖に関する健康を含めた自己のセクシュアリティに関連する全ての問題に関して、強制、差別、暴力なく管理し、自由に責任をもって決定する権利が含まれることを、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成及びその人権の実現に貢献するものとして認める。

(vv) 妊産婦・新生児・乳児・幼児の死亡率と罹患率を引き下げる措置を講じて、全ての女性のために、妊娠・出産の前後やその期間中の質の高い保健医療へのアクセスを拡大する。そのための介入として、交通・保健医療インフラを改善して、女性が緊急産科サービスを利用できるようにすること、地域の保健医療従事者・看護師・助産師に、出産前・出産後の基礎的治療と緊急産科治療を実施するための訓練と器材を提供すること、とりわけ情報に基づく自発的な家族計画の提供と女性のエンパワーメントによって、妊娠・出産の合併症と危険因子を特定できるようにし、保健医療施設へのアクセスを促進することなどがある。

(ww) 全ての女性と女兒、とりわけ最も取り残されている女性と女兒が一生を通じてあらゆるレベルで教育を受ける権利を促進し、尊重し、男女格差に取り組む。そのため、学校教育制度とインフラに投資し、差別的な法律と慣行を撤廃し、無償の初等中等教育を含めて包括的かつ平等で、差別のない、質の高い教育への普遍的アクセスを提供し、全ての人に生涯学習の機会を促進し、女性の非識字を根

絶して金融とデジタルのリテラシーを促進し、キャリア開発・訓練・奨学金・研究奨励制度への女性と女兒の平等なアクセスを確保し、女性と女兒のリーダーシップ・スキルと影響力を育成するための積極的是正措置を採用し、女性と女兒が科学・技術・工学・数学及び情報通信技術などの新興分野で教育上・職業上の選択肢を多様化できるよう支援する。全ての女性と女兒に対して幼児・初等中等教育の修了を確保し、その職業・技術教育を拡大するよう取組、適宜、全ての人を対象に異文化間・多言語教育を促進する。また、教育制度において、カリキュラムや教授法を含めて、女子教育を低く評価し、女性と女兒が教育を受け、修了し、継続することを妨げる否定的な社会規範とジェンダー・ステレオタイプに対処する。

(xx) 十代の妊婦、若い母親及びシングルマザーが、教育を確実に継続して修了できるようにする。この点に関して、教育政策を立案・実施し、該当する場合は修正して、そうした女性たちの学籍の維持と復学を可能にするために、保育・授乳施設、託児所を含む保健医療・社会サービスと支援及びアクセス可能な立地にあり、柔軟な時間割とEラーニングなどの遠隔教育を備えた教育プログラムを利用できるようにする。その際、若い父親を含む父親の重要な役割と責任及び彼らが直面する問題に留意する。

(yy) 学校教育・ノンフォーマル教育、教育カリキュラム・スキル開発・職業訓練、生涯学習・再訓練・通信教育を通じて、若年女性を含む女性の雇用適性を向上させて、より報酬の高い雇用の選択肢へのアクセスを改善するために、適切な政策・戦略・プログラムを引き続き開発し、強化する。特に、開発途上国において、教育と訓練の範囲を拡大することによって、科学・技術・工学・数学、情報通信技術及び技術開発などの新興分野で女性のアクセスと機会を促進する。また、利用者、コンテンツ作成者、被雇用者、起業家、イノベーター及びリーダーとしての女性と、適宜、女兒の参加を強化する。

(zz) 必要に応じて、国際団体、市民社会、非政府組織の支援を得て、科学的に正確で年齢に適した総合教育を含めて、文化的背景に関連したフォーマル・インフォーマル・ノンフォーマル教育プログラムを重視する政策とプログラムを開発する。学校の内外で、思春期の女子と男子、若い女性と男性に対して、その発達しつつある能力にふさわしく、両親と法的後見人からの適切な指導と助言に合致し、基本的な関心事項として子供の最善の利益に則して、性と生殖に関する健康とHIVの予防、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、人権、身体的・精神的発達と青春発育及び男女間の力関係に関する情報を提供することによって、自尊心を築き、情報に基づく意思決定を促し、コミュニケーション能力とリスク削減能力を育み、若者・親・法定後見人・ケア提供者・教育者・保健医療提供者との完全な協力関係の中で、互いを尊重する関係を作ることができるようにして、とりわけHIV感染やその他のリスクから身を守ることができるようにする。

(aaa) 保健医療や教育などの公共サービスを第一線で提供する女性労働者のために、機会を創出し、労働基準を改善し、ディーセント・ワークの条件、安全、社会保護及びふさわしい報酬を奨励する。そうした公共サービスは、従来、過小評価されているセクターであり、女性労働者が大多数を占めている。意思決定に関わる地位と指導的地位へのそうした女性たちのアクセスを確保する。

## 女性と女兒のためにインフラを機能させる

(bbb) 気候変動の緩和と適応に関するジェンダーに配慮した戦略を開発・導入し、自然災害と極端な気象事象などの気候変動の悪影響に対応し、それらから回復するための女性と女兒のレジリエンスと適応能力を支援する。そのために、基本的なインフラ、社会保護及び持続可能な公共サービス、並びに適切な資金調達技術、人道的支援、予報・早期警報システムを提供し、また、特に、その健康と福祉を増進し、持続可能な生活へのアクセスを促進し、十分な資源を提供しながら、環境問題、特に、気候変動の影響に関連する戦略と政策に関して、あらゆるレベルで意志決定に女性の有意義な参加を確保し、自然災害への人道的支援と、災害リスク低減政策の計画・発表・実施・監視、とりわけ自然災害後の都市と地方のインフラと土地利用の計画及び再定住・移転の計画に、また持続可能な天然資源管理に、女性と女兒の特別なニーズを確実に取り入れる。社会保護システム、公共サービス及びイン

フラが、関連セクターの関与によって開発された正確で規模を縮小した気候サービスなど、気候変動対応型の特徴とツールを組み込み、科学・政策・実践をつなぐことにより、持続可能であるよう徹底する。

(ccc) デジタル技術への女性のアクセスを拡大して、労働市場における女性の生産性と移動性を高める。最も利用が困難な者を含めて女性と女兒の利益のために、情報通信技術の利用を強化することで、社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラの効率、説明責任、透明性を高める。男女間のデジタル・ディバイドの解消と、情報通信技術及びインターネットへの女性と女兒の平等なアクセスの促進に向けて取組、新しい技術がジェンダー平等に及ぼし得るいかなる悪影響に対しても適切な対応策を考案する。また、プログラム、サービス及びインフラが、種々の前向きな文化的価値観と、識字能力を含む技術的障壁に柔軟かつ適切に対応するよう徹底する。

(ddd) 社会的対話により、女性と女兒の完全かつ平等で効果的な参加を得て、インフラ・プロジェクトのジェンダーと環境への影響に関して体系的で透明性のある評価を実施し、それによって女性と女兒の人権の享受を促進する。

(eee) 水の利用可能性と持続可能な管理のみならず、安全で低価格の飲料水及び適切で公正な衛生設備と衛生環境へのアクセスを、全ての女性と女兒のために、また月経衛生管理のために確保する。それには、家庭、学校、難民・移民・自然災害の被災者及び人道緊急事態・武力紛争・紛争後の状況の被害者の一時的避難所、並びにその他の全ての公共と民間の場における衛生施設とサービスが含まれる。女性と女兒が家庭用の水汲みに費やす時間を減らす措置を講じる。飲料水、衛生サービス及びエネルギー・サービスへの不十分で不公平なアクセスが、女兒の教育へのアクセスに与える負の影響に対処する。また、水と衛生設備に関する意思決定への女性の完全かつ効果的で平等な参加を促進する。

(fff) 適切に管理された適正な送電網や、再生可能エネルギー源などによる分散型オフグリッド発電によって、全ての家庭が低価格で信頼できる十分な水準の電力を利用できるように徹底し、女性と女兒の特別な生活上のニーズを支える。

(ggg) エネルギーの利用者及び生産者としての女性の参加とリーダーシップのために、対象を絞った支援とインセンティブを提供し、また、女性と子供に不均衡に大きな悪影響を与える屋内大気汚染を防止するために、調理用クリーン燃料の提供を強化する。

(hhh) 公共空間の設計と利用、スマートな都市・コミュニティ・農山漁村の設計と開発及びインテリジェント・モビリティの計画プロセスにジェンダーの視点を取り入れる。障害者やホームレスを含めて女性と女兒の移動とエンパワーメントを促進し、適切な住宅供給などを通じて包括的な社会を推進し、そうすることによって、都市・農山漁村・僻地の公共交通機関が、陸上・水上交通システム及びインフラを含め、持続可能かつアクセス可能であり、安全・低価格で、ジェンダーに配慮したものになり、女性と男性、女兒と男児の異なるニーズを考慮して、障害者と高齢者の利用に適したものになるよう徹底する。

(iii) 持続可能かつ安全であり、アクセス可能で、低料金の公共交通機関など、ジェンダーに配慮した地方・都市計画とインフラを通じて、公共空間の安全性を高め、女性と女兒の安心と安全を向上させ、通勤・帰宅途中の女性に対する暴力と嫌がらせを防止・根絶して、家庭の水汲みや薪拾いの間及び戸外のトイレに行く際や屋外排泄時に、性的暴力などの身体への脅威や暴行から女性と女兒を守る。

## 資金を調達し、女性の参加を強化し、エビデンスを改善する

(iii) 資金格差を解消するための投資を大幅に増額する手段を講じる。例として、公的・民間・国内外の資金の調達と配分など、あらゆる資金源から資金を調達するほか、現代的な累進課税制、税政策の改善、徴税の効率化及び政府開発援助におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの優先順位



の引き上げによって、歳入管理を強化する。そして、これまでになされた進捗に基づき、政府開発援助がジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの達成を加速させるために効果的に利用されるよう徹底する。

(kkk) ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの促進を目的として、財政政策とジェンダー平等を志向する予算編成を立案・実施・遂行するための措置を講じる。そうした政策と予算編成が貧困と不平等の削減と包摂的成長の支援にきわめて重要な役割を担うことを念頭に置きつつ、例として、社会保護の適用範囲を拡大するために最も効果的な財政支出を行い、女性への貸付といった社会保護と金融・対事業所サービスへのアクセス拡大を促し、社会保護システム・公共サービス・持続可能なインフラへのアクセスの確保に必要な投資の見積りと費用対効果の算出を促進する。

(lll) 国際的に合意された開発目標の達成、税制度の改善、金融サービスへのアクセスの促進、生産力・起業家精神・創造性・イノベーションの向上、零細小中企業の設立と成長の推進、全ての人のための完全で生産的な雇用とディーセント・ワークの促進を目的として、極度の貧困を含むあらゆる形態と様相の貧困を撲滅し、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントを達成し、貧困層と脆弱な状況にある人々を保護するための取組において、開発途上国を支援するよう国際社会を促し、パートナーシップを促進する。

(mmm) 国民総所得の0.7%を開発途上国の政府開発援助に、0.15～0.20%を後発開発途上国の政府開発援助に向けるという目標の達成に関する多数の先進国による公約など、先進国がそれぞれの政府開発援助のコミットメントを完全に実施するよう促し、開発途上国がこれまでの進捗を土台として政府開発援助を効果的に利用し、開発目標とターゲットの達成に役立て、とりわけジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントのために、社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラを促進する一助とするよう促す。

(nnn) 南南協力が南北協力を代替するものではなく、補完するものであることを念頭に置いて、南北・南南・三角協力などの国際・地域協力を強化し、また、政府・市民社会・民間セクターにおける全てのステークホルダーの関与を得て、共通の開発優先事項に重点を置きながら、全ての国が南南・三角協力を増進するよう促しつつ、この点において国の主体性とリーダーシップがジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの達成及び女性と女児の生活と福祉の改善に不可欠であることに留意する。

(ooo) 全ての女性の人権と基本的自由の促進と擁護において、市民社会の担い手が果たす重要な役割を支援する。女性の人権擁護者を含むそうした担い手を保護し、人権擁護を可能にする安全な環境の創出にジェンダーの視点を取り入れて、農山漁村でのそうした人々への侵害と虐待、とりわけ労働者の権利・環境・土地・天然資源に関する問題における脅迫、嫌がらせ、暴力を防止するための措置を講じる。また、侵害や虐待が迅速かつ公平に捜査され、加害者に確実に責任を負わせる措置を講じて、不処罰と闘う。

(ppp) アクセス、指導、トレーニング、競技会、報酬、賞など、国・地域・国際レベルでの体育活動とスポーツにおける運営・管理・参加を含めて、あらゆる分野で、女性と女児の文化・娯楽・スポーツ活動における機会均等を保障する。

(qqq) 社会保護システム、公共サービスの提供、インフラ開発における民間セクターの参加にかかる費用対効果の評価を検討する。

(rrr) 監査などのジェンダーに配慮した説明責任の仕組みを創設・強化し、社会保護、公共サービス及びインフラに関するプロジェクトの評価に受益者と利用者を含める。

(sss) 国の統計局及びその他の関連する政府機関に関して、男女別、所得別、年齢別、障害別など、国の状況に関連する特徴ごとに細分化したデータを収集し、分析し、発信する能力、社会保護・公共サービス・持続可能なインフラへのアクセスを通じて女性と女児の状況を改善するための政策と

行動を支援する能力、そうした政策と行動の実施を監視・追跡する能力を強化し、開発途上国が質の高い、信頼できる、時宜を得た、細分化されたデータとジェンダー統計を体系的に設計し、収集し、それらへのアクセスを確保できるように、あらゆる出所からの財政・技術支援の調達とパートナーシップを増進する。

48. 委員会は、その活動の根拠とする「北京宣言及び行動綱領」のフォローアップにおける重要な役割を認識し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施に関する国内・地域・世界レベルでのレビュー全体を通して、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントに対処し、それらを取り入れること及び「北京行動綱領」のフォローアップと「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のジェンダーに配慮したフォローアップの相乗効果を確保することがきわめて重要であることを強調する。

49. 委員会は、要請に応じて、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントを達成するために、社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラを強化するその取組において、加盟国を支援するよう、それぞれの職務権限内で国連システムの諸機関に対して及びその他の関連する国際金融機関とマルチステークホルダー・プラットフォームに対して求める。

50. 委員会は、2017年12月19日の総会決議72/181を想起し、事務局に対して、経済社会理事会の手続きの規則に従って、第64回委員会への出席を含め、人権の促進及び擁護のための国内機構の地位に関する原則（「パリ原則」）<sup>23</sup>に完全に準拠した国内人権機関（存在する場合）の参加を促す方法を引き続き検討するよう奨励する。

51. 委員会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN-Women）に対し、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの促進において、また、各国政府及び国内女性機構が、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービスへのアクセス及び持続可能なインフラを始め、「北京宣言及び行動綱領」の完全かつ効果的で加速的な実施と「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のジェンダーに配慮した実施を支持し、国連システムとの調和を図る際及びあらゆるレベルの市民社会・民間セクター・使用者団体・労働組合・その他の関連するステークホルダーの動員を図る際の、その要請に応じた支援において、引き続き中心的役割を担うよう求める。

---

<sup>23</sup> 総会決議48/134、添付文書。